

単 位 認 定 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、Y I C看護福祉専門学校学則第8条第4項の規定にもとづき、授業科目の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(必要な単位等)

第2条 各学科の単位取得については学則別表に掲げる全ての授業科目について履修しなければならない。

(授 業)

第3条 各授業科目の学習及び実習については、次の各号に従って受講しなければならない。

- (1) 各学科学年の所定の時間割により受講する。
- (2) 1時限は2時間(90分)とする。ただし、実習については1時間(60分)とする。
- (3) 授業科目及び実習ごとに出席を確認する。

(始業時刻及び授業時間)

第4条 始業・終業時刻及び授業時間は次のとおりとする。

講義時間

1時限 9 : 1 5 ~ 1 0 : 4 5

2時限 1 0 : 5 5 ~ 1 2 : 2 5

3時限 1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 4 0

4時限 1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0

実習時間 8 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 (看護学科)

- 2 ただし、必要な科目によっては上記以外とし、その事項については別に定める。
- 3 学校長が必要と認めたときは、前項の時間を変更することができる。

(認定試験及び成績評価の要件)

第5条 学業成績評価は、学則別表の教育課程にもとづく各科目の所定時間の3分の2以上の出席に満たない場合は、当該科目について前条に規定する認定試験及び実習評価を受けることができない。ただし、欠席の理由が次の各号に該当する場合は、原則として事情を証明するものを添えて補習願を提出し、校長が承認した場合は、該当する授業科目の担当講師の補習又は実習科目の再実習を受けて評価を受けることができる。

- (1) 忌 引
- (2) 病 気
- (3) 交通停止、天災地変
- (4) その他(校長がやむをえないと認めた場合)

(成績の評価)

第6条 学業成績の評価は優、良、可、不可の4段階とし可以上を合格とする。

- (1) 優 科目に対する理解度及び日常の学習状況が優秀な者(80点以上)
- (2) 良 科目に対する理解度及び日常の学習状況が良好な者(79～70点)
- (3) 可 科目に対する理解度及び日常の学習状況がやや劣る者(69～60点)
- (4) 不可 科目に対する理解度及び日常の学習状況が著しく劣る者(60点未満)

(授業及び実習の単位認定)

第7条 科目の単位は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等を行い、前条に規定する合格に達した者は、当該科目の単位を与える。

- 2 評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。
- 3 臨地実習においては、実習指導者および担当教員が実践状況、実習にかかわる諸記録、レポート及び実習態度により、総合的に評価する。
- 3 出席時間数が当該科目時間数の3分の2に達しない場合は、受験を認めない。
- 4 正当な理由なく認定試験を受けなかった者については、当該科目の履修を認めない。
- 5 認定試験において不正行為を行った者は、学生懲戒規程に基づき処分を行う。

(追試験)

第8条 認定試験を第5条の欠席理由により受けることができなかったと認められた場合は、追試験を受けることができる。その場合事前に追試験願を提出しなければならない。

- 2 「追試験願」の提出は、原則として事情がなくなった時点で速やかに提出する。
- 3 追試験には、原則としてやむをえない事情を証明するものを添えなければならない。
- 4 追試験の評価は、事由により別表に定めた評定基準で評価する。

(再試験・再実習)

第9条 科目の評価が不可の者は再試験又は再実習を受けることができる。

- 2 再試験を受験する場合は再試験願、再実習を受験する場合は再実習願を提出しなければならない。
- 3 再試験及び再実習の成績60点以上で可とする。
- 4 再試験及び再実習の得点は60点を超えた場合でも60点とする。
- 5 再試験の得点が不可の場合、認定試験の得点を成績とする。
- 6 再実習評価の得点が不可の場合は、実習評価点を成績とする。
- 7 再試験料及び再実習料の金額は別に定める。
- 8 再試験、再々試験の受験については1科目1回まで、再実習は1回とする。

(再履修)

第10条 再試験の成績評点が不可の者は再履修しなければならない。

- 2 再履修する者は再履修願を校長に提出しなければならない。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
2. 平成２３年４月１日から一部改正する。
3. 平成２４年４月１日から一部改正する。
4. 平成２９年４月１日から一部改正する。

別表（第８条関係）

欠席事由	添付書類	評定基準
二親等以内の忌引	会葬礼状等	１０割
不慮の事故	事故証明又は罹災証明	
交通機関の途絶又は遅延	事故証明又は遅延証明	
学校保健安全法施行規則に定める出席停止	診断書	
就職試験（事前調整が可能な場合を除く）	受験報告書	８割
出席停止を必要とする疾病以外の疾病	診断書等	
その他校長が特に認める場合	欠席事由を証明するもの	